

《令和8年度版》

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金



補 助 内 容

交 付 申 請

実 績 報 告

申請の手引き

申請様式は町ホームページに掲載しているほか、役場防災環境課、札内支所、忠類総合支所でも配布しています。



「ゼロカーボンシティまくべつ」の実現に向けて、
家庭の再エネ・省エネ機器等の導入に対し補助を行い、
家庭でのゼロカーボンの取り組みのスタートアップを応援します！

【補助金に関するお問い合わせ】

幕別町 住民生活部 防災環境課 ゼロカーボン推進係
〒089-0692 中川郡幕別町本町130番地1
TEL: 0155-54-6601 (課直通)
E-mail: zero-carbonkakari@town.makubetsu.lg.jp



本総合補助金は、次の2事業により行う補助制度です。

(1) 住まいのゼロカーボン化推進事業

北海道が定める「住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱（令和5年7月19日施行）」第4条に規定する補助の条件に基づき実施する事業です。

⇒ 補助対象設備等については、3～8ページをご覧ください。

【対象者】 次の要件を満たした方が対象者です。

- (1) 町内に住所を有する者（実績報告書を提出する年度の末日（令和9年3月31日）までに本町に転入する者を含みます。）
- (2) 本町又は現に住所を有する市町村が徴収する税、使用料等を滞納していない者（世帯員を含みます。）
- (3) 幕別町暴力団排除条例（平成25年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

(2) 省エネ化推進事業

家庭の省エネ化に対し、町単独で実施する事業です。

⇒ 補助対象機器等については、9ページをご覧ください。

【対象者】 次の要件を満たした方が対象です。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 本町が徴収する税、使用料等を滞納していない者（世帯員を含みます。）
- (3) 幕別町暴力団排除条例（平成25年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (4) 補助金の申請を行おうとする年度において、既存の電気冷蔵庫（補助金を申請する年の10年より前に製造されたものに限ります。）を買い替えるために、省エネ型電気冷蔵庫を購入し、自らが居住する町内の住宅に設置する者又は自らが居住する町内の戸建住宅（賃貸住宅を除きます。）に遮熱塗装を施す者

(1) 住まいのゼロカーボン化推進事業

- 令和6年7月10日以降に工事請負契約又は売買契約をしたもの、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に、法令違反がないことが本補助金の対象です。
⇒ **令和8年度は令和8年2月21日から令和9年2月22日までに事業完了（対象設備等の購入・設置、代金の支払）するものを補助対象とします。**
- **補助対象は自らが居住する戸建住宅**です。ただし、暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコンを設置する場合には、「設置承諾書（様式第1号）」又はこれに準ずる書類により、賃貸住宅の所有者の承諾を受けた場合に限り、賃貸住宅（公共を含みます。）にも設置することができます。
- 対象設備等ごとに、**同一世帯の申請は1回限り**とします。
- 対象設備等を複数申請する場合には、同一年における同一申請者への当該対象設備等に係る補助金の額は、当該省エネの区分に係る当該対象設備等に掲げる補助金の額を合計して50万円を限度とします。
- 北海道や幕別町の広報紙やホームページで、必要な範囲で住宅の写真や工事内容を利用することを許諾していただきます。

【性能向上リフォーム：省エネ改修】

共通対象経費：工事費

- ※ 保証料、運搬費及び改修前の建築材料等の撤去に係る経費（撤去した建築材料等の処理費を含みます。）並びに開口部の新設に係る経費は、補助対象外です。
- ※ **他補助金又は助成金（国が実施する先進的窓リノベ2026事業等）を併用する場合は、補助対象経費から当該金額を控除した額とします。**

対象工事の要件・補助条件等	補助率	上限額
開口部の省エネ改修：窓及び玄関ドアの断熱性能を高める工事 <ul style="list-style-type: none"> ■ 窓：熱貫流率が2.3以下となる窓の断熱改修であること。 ■ 玄関ドア：熱貫流率が2.3以下となる玄関ドアの断熱改修であること。 	1/5	12万円
躯体の省エネ改修：外壁全体、屋根又は天井全体、床全体の断熱性能を高める工事 <ul style="list-style-type: none"> ■ 外壁全体：別で定める基準（※）を満たす断熱改修であること。 ■ 屋根又は天井全体：別で定める基準（※）を満たす断熱改修であること。 ■ 床全体：別で定める基準（※）を満たす断熱改修であること。 	1/5	50万円

※ 別で定める基準

⇒ 本手引き末尾の「幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）躯体の省エネ改修基準」をご覧ください。 3

【性能向上リフォーム：高効率設備の導入（未使用品に限る）】

共通対象経費：設備本体及び付属する機器、工事費（据付、配線、配管等）

- ※ 工事費には高断熱浴槽・節水型トイレの設置に伴い必要となる浴室又はトイレの床や壁等の改修費用も含まれます。
- ※ 保証料、運搬費及び既設設備等の撤去に係る経費（撤去した設備等の処理費を含みます。）は、補助対象外です。
- ※ 他補助金又は助成金等（国が実施する給湯省エネ2026事業、みらいエコ住宅2026事業、北海道電力株式会社が実施するエコ替えキャンペーン等）を併用する場合は、補助対象経費から当該金額を控除した額とします。
- ※ 1回の申請で同一設備を複数設置する場合、1つの設備分のみを補助対象とします。

対象設備の要件・補助条件等	補助率	上限額
高断熱浴槽 <ul style="list-style-type: none"> ■ J I S A 5532：2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。 	1/5	32万円
電気ヒートポンプ（エコキュート） <ul style="list-style-type: none"> ■ J I S C 9220：2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上であること。 ■ 別で定める計算シート（※1）により、二酸化炭素の削減が図られること。 	1/5	16万円
潜熱回収型ガス給湯暖房機（エコジョーズ） <ul style="list-style-type: none"> ■ 給湯暖房機にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。 ■ 給湯単能機、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。 ■ 別で定める計算シート（※1）により、二酸化炭素の削減が図られること。 	1/5	16万円
潜熱回収型ガス給湯暖房機＋コージェネレーション設備（エコジョーズ＋コレモ） <ul style="list-style-type: none"> ■ セットで導入が条件 ■ ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJ I S基準（J I S B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（L H V基準）で80%以上であること。 ■ 別で定める計算シート（※1）により、二酸化炭素の削減が図られること。 	1/5	36万円

【性能向上リフォーム：高効率設備の導入（未使用品に限る）の続き】

対象設備の要件・補助条件等	補助率	上限額
<p>潜熱回収型石油式給湯暖房機（エコフィール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。 ■ 石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。 ■ 石油給湯機の貯湯式にあつては、モード熱効率が74.6%以上であること。 ■ 暖房専用ボイラーにあつては、潜熱回収型であること。 ■ 別で定める計算シート（※1）により、二酸化炭素の削減が図られること。 ■ 給湯機と暖房機を分離して設置することも可能です。その際は、補助上限額は2分の1の額（12万円）となります。 <p>※2 右記に記載する上限額24万円は給湯機と暖房機を同時設置した場合の金額になります。</p>	1/5	24万円 （※2）
<p>ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機（ハイブリッド給湯暖房機）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（J G K A S A 705）が102%以上であること。 ■ 別で定める計算シート（※1）により、二酸化炭素の削減が図られること。 	1/5	36万円
<p>H E M S（ホームエネルギーマネジメントシステム）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 次の(1)又は(2)のいずれかを満たすこと。 (1) 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含みます。）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。 (2) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に不可欠な機器であること。 (3) 補助対象経費 設備本体（データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置）、計測機器（電力量センサ、電流計、電力量計、計測機能分電盤等）、ソフトウェア及び据付工事、配線等 	定額	3万円

【性能向上リフォーム：高効率設備の導入（未使用品に限る）の続き】

対象設備の要件・補助条件等	補助率	上限額
暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン ■ 次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能又は換気機能を有するエアコン ① 国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」といいます。）が運営する試験機関等 ② 国等の認可等を受けた試験機関等 ③ 法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等 ■ 統一省エネラベル（※3）の省エネ基準達成率が100%以上（緑色のマーク）のもの ■ 別で定める計算シート（※1）により、二酸化炭素の削減が図られること。（新規設置の場合を除きます。） ■ 補助上限額…上段：町内事業者から購入、下段：町外事業者から購入	1/5	8万円
節水型トイレ ■ J I S A 5207に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量6.5L以下）	1/5	17万円

※1 別で定める計算シート

⇒ ホームページで掲載している「二酸化炭素削減量計算シート」をご活用ください。

本計算シートで「CO₂削減量」がプラスになっていることが必要です。ゼロ・マイナスとなる場合は、補助対象となりませんので、ご注意ください。

ただし、エアコンについては、既存機器よりも入替後機器の方が冷暖房対応畳数が大きくなる場合は、この限りではありません。

※3 統一省エネラベル

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定する省エネ性能の向上を促すための目標基準値（トップランナー基準）をどの程度達成しているかを表示するラベルをいいます。

【太陽光発電システム】

対象設備の要件・補助条件等

補助率

上限額

太陽光発電＋定置用蓄電池 《新規に設備を設置する住宅》 ※HEMSと同時設置が条件

■ 太陽光発電

(1) 対象設備の要件等：次の全ての要件に適合すること。

- ア 蓄電池と接続し、発電した電力が設置される住宅において消費されること。
- イ 太陽光電池モジュールの合計出力が10kW未満の設備であること。
- ウ 余剰型配線であること。
- エ 電力会社の電力系統に連系できること。
- オ 未使用品であること。
- カ 別で定める計算シート（※）により、二酸化炭素の削減が図られること。

(2) 補助対象経費

太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含みます。）は対象外とします。

なお、他補助金又は助成金等を併用する場合は、補助対象経費から当該金額を控除した額とします。

■ 定置用蓄電池

(1) 対象設備の要件等：次の全ての要件に適合すること。

- ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。
- イ 蓄電容量が20kWh未満であるもの。
- ウ 電力会社の電力系統に連系できること。
- エ 未使用品であること。
- オ 別で定める計算シート（※）により、二酸化炭素の削減が図られること。

(2) 補助対象経費

蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含めます。）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含みます。）は対象外とします。

なお、他補助金又は助成金等を併用する場合は、補助対象経費から当該金額を控除した額とします。

1/10

30万円

【太陽光発電システムの続き】

対象設備の要件・補助条件等	補助率	上限額
定置用蓄電池 ≪既に太陽光発電設置済みの住宅≫ ※H E M S と同時設置が条件 ■ 対象設備の要件・補助条件等、補助対象経費は新規設置と同じ。	1/8	17万円

※ 別で定める計算シート

⇒ ホームページに掲載している「二酸化炭素削減量計算シート」をご活用ください。

【新築住宅】

対象住宅の要件・補助条件等	補助率	上限額
北方型住宅 Z E R O (※1) ■ 対象住宅の要件 (1) 新築住宅であること。(土地購入費用は補助対象外とする。) (2) 「Z E H」補助(※2)が交付されていないこと。(予定を含む。) ■ 「きた住まいるメンバー」の住宅事業者により建築するもの ■ 竣工後少なくとも2日以上、住宅を展示の用に供すること。	定額	45万円
※1 北方住宅 Z E R O 北海道が定める北方型住宅基準(令和5年5月31日付け建指第467号)第4(4)及び第5に適合する住宅		
※2 「Z E H」補助 経済産業省及び環境省で実施している Z E H 支援事業における Z E H + (注文・建売・T P O) 実証事業及び次世代 H E M S 実証事業による補助金をいいます。		

(2) 省エネ化推進事業

- 本補助事業の申請は、次の区分ごとに同一住宅において1回限りとします。
- 補助金の申請を行おうとする年度において、工事請負契約又は売買契約をしたものが本補助金の対象です。
⇒ 令和8年度は令和8年2月21日から令和9年2月22日までに事業完了（対象設備等の購入・設置、代金の支払）するものを補助対象とします。

対象設備・工事の要件・補助条件・補助対象経費等	補助率	上限額
省エネ型電気冷蔵庫 <ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金を申請する年の10年より前に製造された既存の電気冷蔵庫の買替えが対象 ■ 統一省エネラベル（※）の省エネ基準達成率が100%以上（緑色のマーク）の新品の省エネ型電気冷蔵庫が対象 ■ 補助対象経費は、保証料、運搬・設置費用及び特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」といいます。）におけるリサイクル費用を除いた額とします。 ※ 戸建住宅、賃貸住宅を問わず、自らが居住する町内の住宅に設置する場合に補助金の対象となります。 	1/5	5万円
	1/10	2.5万円
遮熱塗装 <ul style="list-style-type: none"> ■ 次のいずれかの塗料を使用し、暑さ対策として住宅の省エネ化に資する塗装工事が対象 <ul style="list-style-type: none"> ○ J I S K 5602塗膜の日射反射率の求め方に基づく日射反射率40%以上の塗料 ○ J I S K 5675：2011に適合する屋根用高日射反射率塗料 ■ 補助対象経費は、住宅の壁や屋根等への遮熱塗装に要する経費とします。 ※ 自らが居住する町内の戸建住宅（賃貸住宅を除きます。）に遮熱塗装を施す場合に補助金の対象となります。 	1/2	25万円
	1/4	12.5万円

※ 統一省エネラベル

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定する省エネ性能の向上を促すための目標基準値（トップランナー基準）をどの程度達成しているかを表示するラベルをいいます。

※ 補助上限額…上段：町内販売店・事業者から購入・施工、下段：町外販売店・事業者から購入・施工

申請者

① 交付申請

③ 工事

④ 実績報告

② 交付決定

⑤ 交付額確定

⑥ 補助金交付

幕別町

① 交付申請

対象設備等を購入・設置する前に、「交付申請書」及び必要書類により交付申請を行います。（詳細は11～15ページを参照）

② 交付決定

交付申請書等の内容を審査し、「交付決定通知書」により通知します。（交付申請書の受理から1～2週間程度の時間を要します。）

③ 工事

交付決定を受けた後、対象設備等を購入・設置してください。

④ 実績報告

対象設備等を購入・設置し、代金の支払後に「実績報告書」及び必要書類により実績報告を行います。（詳細は16～17ページを参照）

⑤ 交付額確定

実績報告書等の内容を審査して交付額を決定し、「交付額確定通知書」により通知します。（実績報告書の受理から1～2週間程度の時間を要します。）

⑥ 補助金交付

確定した交付額分の行政ポイントを交付します。
（1円につき1ポイント、千円未満の端数は切り捨て）

- ・「まくP a y」カードを持っている方
⇒ 毎月20日までの交付額確定分を当該月の26日から月末にかけてポイント付与を随時行います。
- ・「まくP a y」カードを持っていない方
⇒ 交付申請時に指定のあった役場防災環境課・札内支所・忠類総合支所の窓口でポイントを付与した「まくP a y」カードをお渡しします。

※ 「①交付申請」及び「④実績報告」は、対象設備等を設置又は施工する事業者が申請者に代わり手続きを行うことができます。

その際は、それぞれの事業の要綱で定める「委任状」を提出してください。

●原則、上記手続きとなりますが、交付決定前に工事を着工する必要がある場合は、事前に防災環境課ゼロカーボン推進係までご相談ください

(1) 住まいのゼロカーボン化推進事業に係る交付申請

下記書類を提出してください。事業者が申請者に代わって申請手続を行う場合は「委任状（様式第10号）」の提出が必要です。

対象工事・設備・住宅	共通書類	その他の書類
開口部の省エネ改修	(1) 交付申請書（様式第2号） (2) 幕別町に住所を有する者にあつては、住民基本台帳に関する調査及び町税等納入調査同意書（様式第11号）	(1) 改修前の状況写真 (2) 施工方法がわかる図面（図面がある場合） (3) 熱貫流率が2.3以下であることを証する書類等 ※ 複数箇所の開口部の改修を行う場合は、見積書等で記載されている箇所と上記書類の関連が分かるように明示すること。
躯体の省エネ改修	(3) 幕別町に住所を有しない者は、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書 (4) 経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し (5) 性能向上リフォーム及び太陽光発電システムの導入において、他補助金又は助成金を併用する場合は、当該金額の確認できる書類	(1) 改修前の状況写真 (2) 施工方法がわかる図面（図面がある場合） (3) 申請する断熱改修の使用量が確認できる書類（使用確認書） (4) 対象となるJIS規格を満たすことを証するカタログ等 (5) 熱伝導率を証するカタログ等 (6) 国土交通省が実施する事業で定める要件を満たすことを証する書類等（基準4に合致する場合のみ）
高断熱浴槽	(6) 性能向上リフォーム及び太陽光発電システムの導入においては、導入する設備等の仕様がわかるカタログ等	(1) 従来使用していた浴槽の写真 (2) JIS A 5532：2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有することを証する書類等
電気ヒートポンプ （エコキュート）	(7) 「まくP a yカード」を所有している場合は、カード番号が記載されている面の写し ※ 必ずQRコード・PIN番号は見えないようにしてください。 (8) その他町長が必要と認める書類	(1) 従来使用していた給湯器の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) 対象設備の設置箇所の写真（従来使用していた給湯器の設置場所から変更となる場合） (3) JIS C 9220：2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上の性能を有することを証するカタログ等 (4) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、二酸化炭素削減量計算シート

対象工事・設備・住宅	共通書類	その他の書類
潜熱回収型ガス給湯暖房機 (エコジョーズ)	P11と同じ	<ol style="list-style-type: none"> (1) 従来使用していた給湯暖房機の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) 対象設備の設置箇所の写真（従来使用していた給湯暖房機の設置場所から変更となる場合） (3) 給湯暖房機にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること、給湯単能機、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であることを証するカタログ等 (4) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、二酸化炭素削減量計算シート
コージェネレーション設備（コレモ）		<ol style="list-style-type: none"> (1) 従来使用していた給湯暖房機の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) 対象設備の設置箇所の写真（従来使用していた給湯暖房機の設置場所から変更となる場合） (3) 燃料電池発電ユニット ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であることを証するカタログ等 (4) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、二酸化炭素削減量計算シート
潜熱回収型石油式給湯暖房機 (エコフィール)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 従来使用していた給湯暖房機の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) 対象設備の設置箇所の写真（従来使用していた給湯暖房機の設置場所から変更となる場合） (3) 油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること、石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること、石油給湯機の貯湯式にあっては、モード熱効率が74.6%以上であること、暖房専用ボイラーにあっては、潜熱回収型であることを証するカタログ等 (4) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、二酸化炭素削減量計算シート

対象工事・設備・住宅	共通書類	その他の書類
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機 (ハイブリッド給湯暖房機)	P11と同じ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 従来使用していた給湯暖房機の写真(機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの) (2) 対象設備の設置箇所の写真(従来使用していた給湯暖房機の設置場所から変更となる場合) (3) 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A 705)が102%以上であることを証するカタログ等 (4) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、二酸化炭素削減量計算シート
H E M S (ホームエネルギーマネジメントシステム)		<ul style="list-style-type: none"> (1) H E M S に接続する機器等の内容がわかる書類 (2) H E M S の仕様及び諸元や計測内容等がわかるカタログ等 (3) 設置箇所の分かる写真又は図面
暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン		<ul style="list-style-type: none"> (1) 賃貸住宅に設置する場合は、所有者の設置承諾書(様式第1号)又はこれに準ずる書類 (2) 設置予定場所の写真(屋内、屋外、配管) (3) 従来使用していたエアコンのメーカー、型番がわかる写真等(買替えの場合) (4) 次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能又は換気機能付きエアコンであり、それを証するカタログ等 <ul style="list-style-type: none"> ① 国等が運営する試験機関等 ② 国等の認可等を受けた試験機関等 ③ 法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等 (5) 統一省エネラベルの情報がわかるカタログ等 (6) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、二酸化炭素削減量計算シート(買替えの場合)

対象工事・設備・住宅	共通書類	その他の書類
節水型トイレ	P11と同じ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 従来使用していたトイレの写真 (2) J I S A 5207に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量6.5L以下）であることを証するカタログ等
太陽光発電		<ul style="list-style-type: none"> (1) 太陽光発電設備の設置に係る図面 (2) 蓄電池と接続し、発電した電力が設置される住宅において消費されることが確認できる書類 (3) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できる書類 (4) 太陽電池モジュールの保証期間が確認できる書類 (5) パワーコンディショナーの定格出力が確認できるもの (6) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、二酸化炭素削減量計算シート
定置用蓄電池		<ul style="list-style-type: none"> (1) 蓄電池の仕様及び諸元がわかるカタログ (2) 蓄電池の設置箇所のわかる写真又は図面 (3) 蓄電池システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番が確認できる資料 (4) 二酸化炭素の削減が図られることがわかる書類で、二酸化炭素削減量計算シート
北方型住宅Z E R O		<ul style="list-style-type: none"> (1) 北方型住宅Z E R O施工を確認する書類の写し（①～③のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> ①きた住まいるサポートシステムの仮登録証「住宅ラベリングシート（未確定）」 ②北方型の住まいL a bの「北方型住宅Z E R Oのチェックリスト」 ③一般財団法人北海道建築指導センターが発行する北方型住宅基本性能確認証の写し (2) きた住まいるメンバー登録を証する書類の写し (3) 建築する住宅の位置図、平面図、立面図 (4) 工事請負契約書及び工事費の内訳がわかる書類 (5) 建築予定地の写真

(2) 省エネ化推進事業に係る交付申請

下記書類を提出してください。事業者が申請者に代わって申請手続を行う場合は「委任状（様式第9号）」の提出が必要です。

対象設備・工事	共通書類	提出書類
省エネ型電気冷蔵庫	(1) 交付申請書（様式第1号） (2) 住民基本台帳に関する調査及び町税等納入調査同意書（様式第10号） (3) 経費の内訳が明記されている見積書等の写し	(1) 仕様がわかるカタログ等 (2) 統一省エネラベルの情報がわかるカタログ等 (3) 既存電気冷蔵庫の写真並びに型番及び製造年がわかる写真等
遮熱塗装	(4) 「まくP a yカード」を所有している場合は、カード番号が記載されている面の写し ※ 必ずQRコード・P I N番号は見えないようにしてください。 (5) その他町長が必要と認める書類	(1) 塗装前の写真 (2) 当該遮熱塗装に該当することを証するカタログ等

(1) 住まいのゼロカーボン化推進事業に係る実績報告

下記書類を提出してください。

対象工事・設備・住宅	共通書類	その他の書類
開口部の省エネ改修	(1) 実績報告書（様式第7号） (2) 対象となる工事の実施後・設備等の設置後の写真 (3) 対象となる工事の実施・設備等の設置に係る領収書の写し（交付申請時に提出のあった工事見積書等の金額と異なる場合は明細がわかるもの） (4) 契約書がある場合はその写し (5) その他町長が必要と認める書類	共通書類のみ
躯体の省エネ改修		(1) 対象となる工事の実施状況（施工前・施工中・施工後）がわかる写真 (2) 使用確認書に記載の資材を使用していることがわかる写真等
高断熱浴槽		対象となる設備等の型番がわかる写真
電気ヒートポンプ （エコキュート）		
潜熱回収型ガス給湯暖房機 （エコジョーズ）		
コージェネレーション設備 （コレモ）		
潜熱回収型石油式給湯暖房機 （エコフィール）		
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機 （ハイブリッド給湯暖房機）		
H E M S （ホームエネルギーマネジメントシステム）		
暖房機能を有する空気清浄機能 又は換気機能付きエアコン		

対象工事・設備・住宅	共通書類	その他の書類
節水型トイレ	P16と同じ	対象となる設備等の型番がわかる写真
太陽光発電		
定置用蓄電池		(1) 住宅ラベリングシート又は一般財団法人北海道建築指導センターが発行する住宅履歴保管書の写し (2) 完成住宅の写真（室内・室外） (3) 住宅展示会の実施状況がわかる写真 (4) 住宅展示会の開催日を確認できる書類等
北方型住宅ZERO		

(2) 省エネ化推進事業に係る実績報告

下記書類を提出してください。

対象設備・工事	共通書類	その他提出書類
省エネ型電気冷蔵庫	(1) 実績報告書（様式第6号） (2) その他町長が必要と認める書類	(1) 設置後の状況及び型番がわかる写真 (2) 設置に係る領収書の写し（交付申請時に提出のあった見積書等の金額と異なる場合は明細がわかるもの） (3) 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物管理票の排出者控の写し
遮熱塗装		(1) 塗装を施したことがわかる写真（塗装前・塗装中・塗装後） (2) 使用した塗装資材の写真等 (3) 施工に係る領収書の写し（交付申請時に提出のあった見積書等の金額と異なる場合は明細がわかるもの） (4) 契約書がある場合はその写し

- 令和8年2月20日以前に実施したもの（事業完了したもの）は令和8年度に申請を受付することはできません。
- 令和8年度の交付申請の期日は、令和9年2月10日（水）までです。
ただし、補助金の交付予定額が予算の範囲を超えることが見込まれる場合は、当該申請以降の申請書は受け付けないものとします。
- 交付申請から交付決定までには防災環境課で提出書類を受理してから1～2週間程度の時間を要します。
交付決定前に工事を着工する必要がある場合は、事前に防災環境課ゼロカーボン推進係までご相談ください。
- 町から交付決定を受けた後に次のいずれかに該当する場合は、実績報告書の提出前にそれぞれの事業の要綱で定める「変更等承認申請書（住まい：様式第4号、省エネ：様式第3号）」を提出する必要があります。
 - ① 交付決定額の変更（例：対象設備等の購入額の変更（値引等）、併用する補助金等の交付額の変更）
 - ② 補助金の内容の変更（例：対象設備等の仕様（型番等）の変更）
 - ③ 交付対象事業の中止・廃止（例：対象設備等の購入を取り止めた場合）
- 令和8年度の実績報告の期日は、設備等の設置及び施工完了から30日以内又は、令和9年2月22日（月）までです。
実績報告するまでに事業完了（対象設備等の購入・設置、代金の支払）することが必要です。
- 補助金は行政ポイントでの交付となります（「現金」での交付ではありません）。
行政ポイントには有効期間があり、有効期間は最終利用日（チャージ・使用）から2年間になります。
行政ポイントの有効期間中であっても、カードが失効（電子マネーの最終利用日（現金チャージ・使用）から2年間を経過）した場合は、行政ポイントも失効しますので、ご注意ください。
※ 「まくPayカード」を所有している場合は、交付申請時にカード番号が記載されている面の写しを提出いただきますが、カードが失効していないか、ご確認ください。
- 申請に係る様式は昨年度から変更となっていますので、現在ホームページに掲載されている様式を必ずご活用ください。（旧様式で提出があった場合は、改めて新様式での提出をお願いすることになります。）

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業） 躯体の省エネ改修基準

1 対象となる工事の基準

原則として次のJISに該当し、熱伝導率[W/(m・K)]が0.052以下のノンロン製品で、性能担保及び品質管理体制について、次の3種類の類型のいずれかを満たすものを対象とする。

該当するJIS	JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9523、 JIS A 9526、JIS A 5905、JIS A 5901、JIS A 5914
性能担保及び 品質管理体制	(1) JIS認証を取得しJISマークが表示されている製品 (2) JIS認証を取得していないが、第三者により、JISと同等の性能及び品質管理体制が確認されているもの (3) JISに対し、適切な試験方法と予備試験体数に基づき、JIS Q 1000またはJIS Q 17050-1による自己適合宣言が行われ、JISと同等以上の性能及び品質管理体制を有していることを証する資料等 ((2)の第三者による確認と同程度のものに限る) の提供を行うことができるもの

2 断熱材の区分

断熱材の区分※1	熱伝導率 [W/m・K]	断熱材の種類 の例
A-1	0.052～ 0.051	吹込み用グラスウール断熱材 (天井用) LFGW1052、LFGW1352、LFGW1852 吹込み用ロックウール断熱材 (天井用) LFRW2552、LFRW2551、LFRW3051 イソジュレーションファイバー断熱材 (クワイバード) DIB、DIBP
A-2	0.050～ 0.046	グラスウール断熱材 (通常品) GW10-48、GW10-49、GW10-50 グラスウール断熱材 (高性能品) GWHG10-46、GWHG10-47 吹込み用グラスウール断熱材 (天井用) LFGW2050 吹込み用ロックウール断熱材 (天井用) LFRW2547
B	0.045～ 0.041	グラスウール断熱材 (通常品) GW12-45、GW16-45、GW20-42 グラスウール断熱材 (高性能品) GWHG10-43、GWHG10-45、GWHG12-43 ロックウール断熱材 (LA、LB、LC) RW1A、RW1B、RW1C 吹込み用ロックウール断熱材 (天井用)

		<p>LFRW2541、LFRW2545、LFRW3045 ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (4号) EPS4 ポリエチレンフォーム断熱材 (1種1号、2号) PE1.1、PE1.2</p> <p>グラスウール断熱材 (通常品) GW20-40、GW24-38、GW32-36、GW40-36 グラスウール断熱材 (高性能品) GWHG14-38、GWHG16-37、GWHG16-38、GWHG20-35、GWHG24-35、 GWHG24-36、GWHG32-35、GWHG20-36 ロックウール断熱材 RWLD、RWMA、RWMB、RWMC、RWHA、RWHB イソジュレーションファイバー断熱材 (ファイバーマット) IM</p> <p>吹込み用グラスウール断熱材 (屋根・床・壁用) LFGW2040、LFGW2238、LFGW3240、LFGW3540、LFGW4036、 LFGW3238 吹込み用ロックウール断熱材 (天井用) LFRW2540、LFRW3040、LFRW3039 吹込み用ロックウール断熱材 (屋根・床・壁用) LFRW6038</p> <p>ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (2号、3号) EPS2、EPS3 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (1種) XPS1bA、XPS1bB、XPS1bC ポリエチレンフォーム断熱材 (2種) PE2</p> <p>吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540、LFCF4040、LFCF5040 フェノールフォーム断熱材 (2種1号、3種1号) PF2.1A、PF3.1A フェノールフォーム保温板 (3種1号) PF-B-3.1 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (A種3) NF3</p> <p>グラスウール断熱材 (通常品) GW80-33、GW96-33 グラスウール断熱材 (高性能品) GWHG20-34、GWHG24-34、GWHG28-33、GWHG28-34、GWHG32-34、 GWHG36-32、GWHG38-32、GWHG40-34、GWHG48-33 ロックウール断熱材 RWHC ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (1号) EPS1 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (2種)</p>
C	0.040～ 0.035	
D	0.034～ 0.029	

		<p>XPS2ba、XPS2bb、XPS2bc ポリエチレンフォーム断熱材（3種） PE3 フェノールフォーム断熱材（2種2号） PF2.2A I、PF2.2A II 硬質ウレタンフォーム断熱材（1種） PUF1.1 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種1、2） NF1、NF2</p>
E	0.028～ 0.023	<p>押出法ポリスチレンフォーム断熱材（3種） XPS3aa、XPS3ba、XPS3ab、XPS3bb、XPS3ac、XPS3bc フェノールフォーム断熱材（2種3号） PF2.3A 硬質ウレタンフォーム断熱材（1種、2種、3種） PUF1.2、PUF1.3、PUF2.1A、PUF2.2A、PUF2.2B、PUF2.3、 PUF2.4、PUF3.1A、PUF3.1B、PUF3.1C、PUF3.1D、PUF3.2A、 PUF3.2B、PUF3.2C、PUF3.2D 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種1H、2H） NF1H、NF2H</p>
F	0.022 以下	<p>押出法ポリスチレンフォーム断熱材（3種） XPS3ad、XPS3bd フェノールフォーム断熱材（1種1号、2号、3号） PF1.1A、PF1.2C、PF1.2D、PF1.2E、PF1.3B フェノールフォーム保温板1種2号 PF-B-1.2 硬質ウレタンフォーム断熱材（2種） PUF2.1B、PUF2.1C、PUF2.1D、PUF2.1E、PUF2.2C、PUF2.2D、 PUF2.2E、PUF2.2F</p>

- ※1 JIS A 5901:2018で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30及びJIS A 5914で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種b^{※2})、KT-N(1種b^{※2})については、断熱材区分A-1～Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。
- また、KT-K(3種b^{※2})、KT-N(3種b^{※2})については、断熱材区分Dと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。
- ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分 A-1～Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。
- ※2 JIS A 9521:2022で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。

3 対象工事内容

改修後の外壁、屋根・天井又は床の施工部分ごとに、最低使用量以上の断熱材を使用する改修を補助対象とする。

分類	施工部分	断熱材の区分※ 熱伝導率 (単位：W/m・K)	断熱材最低使用量 (単位：m ³)	
			A-1/A-2/B/C	D/E/F
省エネ基準 レベル	外壁	0.052～0.035	0.034以下	
	屋根・天井	6.0	4.0	3.5
	床	3.0	2.0	2.0

※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出に当たり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができる。

4 その他

「1 対象となる工事の基準」及び「2 断熱材の区分」(以下「要件」という。)は令和6年度に国土交通省が実施した「子育てエコホーム支援事業」の「躯体の省エネ改修」の内容に基づき設定した基準であり、当該事業の後継事業(令和7年度以降に国土交通省が実施した事業)において、新たに対象となる断熱材がある場合は、本補助金の交付対象とする。

ただし、その場合における断熱材最低使用量は「3 対象工事内容」で定める施工部分ごとの量を使用することを条件とする。

5 基準を満たすことを証する書類

- (1) 申請する断熱改修の使用量が確認できる書類 (別紙)
 - ・ 使用確認書 (ボード系・ワット系)
 - ・ 使用確認書 (畳床用)
 - ・ 施工確認書 (吹込み・吹付け)
- (2) 対象となるJIS規格を満たすことを証するカタログ等
- (3) 熱伝導率を証するカタログ等
- (4) 国土交通省が実施する事業で定める要件を満たすことを証する書類等 (基準4に合致する場合のみ)

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金 躯体の省エネ改修

使 用 確 認 書
(ボード系・ワット系)

次のとおり、断熱材を使用します。

令和 年 月 日

施工事業者 名称
代表者

(施工事業者の代表者が手書きできない場合は、記名押印してください。)

住 所
電話番号

【断熱材情報】 ※行が不足する場合は、適宜追加して記入

事業者 (メーカー)	製品名	断熱材区分 (A-1～F)	厚さ (mm)	熱伝導率 (W/m・K)	使用量 (m ³)

合計使用量の計算

A-1～Cの使用量合計	m ³
D～Fの使用量合計	m ³
合計使用量	m ³

※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算すること。

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金 躯体の省エネ改修

使 用 確 認 書
(豊床用)

次のとおり、断熱材を使用します。

令和 年 月 日

施工事業者 名称
代表者

(施工事業者の代表者が手書きできない場合は、記名押印してください。)

住 所
電話番号

【断熱材情報】 ※行が不足する場合は、適宜追加して記入

事業者 (メーカー)	製品名	断熱材区分 (A-1～F)	厚さ (mm)	熱伝導率 (W/m・K)	使用量 (m ³)

合計使用量の計算

A-1～Cの使用量合計	m ³
D～Fの使用量合計	m ³
合計使用量	m ³

※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算すること。

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金 躯体の省エネ改修

施 工 確 認 書
(吹込み・吹付け)

次のとおり、施工します。

施工事業者 名 称

代 表 者

(施工事業者の代表者が手書きできない場合は、記名押印してください。)

住 所

電話番号

【断熱材情報】 ※行が不足する場合は、適宜追加して記入

事業者 (メーカー)	製品名	断熱材区分 (A-1～F)	厚さ (mm)	熱伝導率 (W/m・K)	使用量 (m ³)
●外壁					
●屋根・天井					
●床					

合計使用量の計算

A-1～Cの使用量合計	m ³
D～Fの使用量合計	m ³
合計使用量	m ³

※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算すること。